

弁護士はこんな仕事をいたします

大阪彩都研究所 アドバイザー 弁護士 横瀧 洋

☆ 弁護士は、どのような種類の仕事をするのでしょうか。

1 弁護士の職務は、訴訟事件（民事裁判・刑事裁判）、非訟事件（民事非訟事件・商事非訟事件）、調停事件（民事調停・家事調停）などの裁判所にかかわる紛争事件や、破産や民事再生の申立て手続き、行政庁での審査請求、異議申し立ての手続き（税務とか特許とか許認可に対する審査とか異議）について、依頼者の代理人となって法律事務を行います。

また、関連業務として、弁理士や税理士のおこなう事務を代理人として行うことも出来ます（実際殆どの弁護士は、弁理士や税理士の行う仕事は直接することはなく、必要あれば、弁理士や税理士のアドバイスを受けたリ、依頼することになっています）。

2 この以外に、裁判所や行政に直接タッチしない法律事務の内容として、法律にかかわる交渉や契約の代理人となることが業務となります。

そして、企業や病院や福祉団体や自治体などの法人や事業をする個人の顧問として紛争防止のアドバイスをし、相談を受けることも業務であります。

3 弁護士の専門分野（実際はなんでもやります）

大阪弁護士会のホームページに「会員検索サービス」という欄があり、専門分野を登録している大阪弁護士会の弁護士（個人名）が検索される仕組みになっています。

下記に、このホームページに掲載された取り扱い業務をそのまま掲載させていただきます。

- 1 不動産
- 2 借地借家
- 3 手形小切手
- 4 交通事故

- 5 医療事故
- 6 その他の事故
- 7 人権・環境・公害
- 8 薬害
- 9 消費者被害
- 10 サラ金被害
- 11 近隣関係
- 12 家事（離婚を含む）
- 13 高齢者・成年後見
- 14 相続（遺言を含む）
- 15 その他の一般民事
- 16 刑事
- 17 少年事件
- 18 会社法
- 19 商取引
- 20 その他の商事一般
- 21 倒産整理
- 22 独禁法
- 23 知的財産権
- 24 不正競争
- 25 労働
- 26 労働災害
- 27 行政
- 29 税務
- 30 涉外（外国関係）
- 31 国籍・ビザ・出入国
- 32 海事

4 弁護士の専門化は、現在ある程度進行しつつあるということですが、日本の弁護士の場合、米国などの諸外国や医師の場合ほど明確に専門化していません（日本の場合、専門外の事件しか扱わないように分化してはいません）。

現在でも、業務を、民事事件と刑事事件に大きく分けると、やや専門的になっているという傾向はありますが、民事事件専門の弁護士が、刑事事件をまったくと言うほど扱わない場合があります（それでも、企業弁護

士として告訴事件などに関与することはありうる）、刑事事件専門の弁護士が、民事事件を扱わないと言うことはあまりないのではないかと思います。

各弁護士において取り扱わない事件（特殊事件として、かなり特別の専門的知識能力が必要であるため取り扱うことが困難な事件）という事がありますが、特殊事件として前掲の業務分野のある1つのみを専門とする弁護士でその専門分野のみを扱いその他の事件を扱わない弁護士はあまりいないと思います。

医師の場合、診療所などの場合はともかく、原則は内科・外科、眼科、耳鼻咽喉科・精神科・産婦人科・小児科、心臓外科などとかかなり専門化が徹底して固定しています。

高等学校や大学の教官なども専門分野が固定しています。

しかし、弁護士の業務の場合、民事事件とか刑事事件からもっと細分化して専門分野を固定して業務をなすことはあまりありません。

企業より依頼された債権回収の訴訟事件や、個人から依頼された不動産紛争、個人から依頼された遺産相続事件などいろいろな事件を同時に扱うことになります。

- 5 たゞし、今後は、司法改革や英米の影響で、企業に勤務する弁護士（松下電気や富士通やIBMなどに弁護士が登録のまま勤務している）も増加し、専門化した弁護士の割合が増加するということがあります。やはり、大半の弁護士は、多くの種類の業務を並行していくと思います。

もちろん、先程述べました、特殊事件として、専門的知識能力が必要な事件は、ますます専門の弁護士によってのみ扱われることになります。

- 6 ここで、特殊事件として専門的知識能力が必要な事件としては、特許訴訟（工業所有権・実用新案・商標・著作権）が挙げられます。

しかし、工業所有権の訴訟でも、機械関係の専門家とか、薬業関係の専門家とか、コンピュータ関係の専門家とか専門分野は分化することでしょう。

- 7 そして、渉外事件も、従前から特殊事件として、専門的な弁護士が扱うことになっています。

渉外事件とは、外国企業との取引や交渉や紛争を代理人として扱う事であり、外国語が理解出来ないと事実上取り扱うことは出来ません。

一方、日本国の弁護士では海外の訴訟事件には直接携わることは出来ないで、当の外国弁護士との交渉を担当することになります。

このようなことなら、資格がなくとも語学や法律事務に堪能な従業員が当の企業に存在すれば、同様なことは従業員によっても可能です。

もっとも、最近では、日本で弁護士資格を取得の後、留学して米国の弁護士資格も有するに至った者もかなり増加し、スタッフとして活躍している弁護士事務所もあります。

- 8 この2分野が典型的な特殊事件であると言えますが、そのほかに、前掲の業務分野のうち、医療事故、公害、薬害、独禁法、知的財産権、不正競争、労働、行政、税務、国籍・ビザ・出入国、海事なども、殆どのケースは、一般的な法律業務の遂行に必要な以上に専門的知識能力が必要な特殊事件となるでしょう。

また、建築紛争（欠陥住宅）や工業製品の欠陥の有無が争われる場合にも、特別の知識能力を必要とするとと言えます。

そして、一般事件においても、事件毎に存在する特別な事情もありますので、依頼者からの聞き取りをもって知識や本質を探求するのみならず、たとえば登記に関しては司法書士、商取引や不動産取引、遺産分割などに関して税理士など関連の専門家の指導を受けて業務の進行や遂行ができるものであります。

- 9 私は、内容や実際は知らないのですが、日本でも欧米のように、ミュージシャンとかスポーツマンとか俳優などの契約締結や交渉事について、代理人としての業務をする事もあり得るようであります。

さらに、企業買収や企業合併、企業再生などは、他の専門家業種の方々との共同作業になると思いますが、専門的な弁護士の業務とすることも出来るようです。

☆ 弁護士に相談したり依頼することの始まり。

- 1 弁護士に相談したり依頼すべき事が発生した場合、知り合いの弁護士や、顧問の弁護士がある場合は、その弁護士に依頼して事件が進行することになります。

金融機関とか商工会議所とかロータリークラブとか知人から紹介を受け

る場合もあります。

- 2 特殊事件については、通常その弁護士が知り合いの特殊事件の専門の弁護士を紹介するとか、専門の弁護士と共同で事件を担当することがなされます。
- 3 そして、まったく知り合いの弁護士がない場合とか紹介する知人がない場合は、市役所の法律相談とか弁護士会において紹介して貰うとかの方法で、相談で事が解決しまたは、事件が進行することになります。
- 4 なお、仕事や事業の関係で弁護士の知り合いがいる場合もプライベートの事件の場合には、まったく別の弁護士を依頼する場合もあります。

☆ 弁護士とか裁判に必要な費用について。

- 1 実費として、収入印紙とか、切手とか、コピー料とか旅費などが必要です。

裁判になったときの印紙というものは、裁判を申し立てるなど、裁判所を利用する側が裁判所に手数料としてこれを納付します。

訴状を提出するにおいて納付すべき額は、訴訟額5万円の事件の場合5000円です。

100万円の案件8600円、1000万円の案件5万7600円、1億円の場合41万7000円と決まっています。
- 2 次ぎに弁護士報酬と言うものですが、この項については、本年までは、弁護士会で規定された報酬規定の冊子に従って、報酬決定がされました。

弁護士会ばかりでなく、税理士会、公認会計士会、司法書士会でも標準報酬額が定められています。

しかし、いずれも独占禁止法に抵触する可能性があるということであって、会で定めて拘束をする一律の報酬制は撤廃されることになりました。

今後は、自由競争により、各弁護士により提示する料金が異なることになり、その都度、契約されるべきこととなります。
- 3 電化製品や車の価格と同様にオープン価格ということになるのでしょう

が、利用者にとっては、どの弁護士が割安であるか、どの弁護士の性能がよいかと言う比較は困難ですし、同一弁護士が扱ったとしても、殆どの事件は、事件そのものの素材や内容がすべて同一ではあり得ないものなので、横並びとまでいかなくともある程度の基準があった方が良いかなと思っています。

- 4 もっとも、自由化となったとしても、殆どの弁護士が従前から使われていた報酬規定に近い料金を顧客と契約することになるでしょう。

弁護士の報酬規定を使わない場合は、事前事後の各依頼者との個別契約となり、弁護士によって異なる料金表が提示されることになり、個別に契約されることとなります。

- 5 目安として、従前の報酬規定による弁護士報酬の一端を示してみます。

事件が、相談のみで終了した場合は、30分5000円、1時間1万円とかの金額をタイムチャージとして請求することになります。

- 6 民事事件の場合一般的には、着手金と終了報酬金の請求をしますが、交渉とか契約書作成の場合は、終了報酬金の請求のみの場合もあります。

算定は、依頼者が受ける利益によってその利益の2%（算定の基礎が高額の場合）から15%（算定の基礎が低額の場合）とかの範囲で算定される料金表になります。

料金は、依頼者が受ける利益の何%とかいった率で定める契約をしておくのですが、少数派であります。所用時間をもって請求するタイムチャージの料金体系の場合もあります。

- 7 タイムチャージの契約の場合、弁護士は、種々の事件を並行しますので、料金をどのように管理して請求するかと言う難しさがあると思います（時間の計算は、文書作成の時間なども含みます）。

そして、事件によっては、最低料金（5万円とか10万円）が決められる場合もあります。

- 8 依頼の際、出来れば文書で報酬契約するか請求書を示すなどの事が必要でしょう



売掛金の請求や回収に関する事例を挙げてみます。

- 1 株式会社いろは工業が製造した、商品300万円分を株式会社ABC商事に売却しましたが、売掛金の回収が出来ません。
手形や小切手を貰っている場合でも、不渡りになった場合は、同じことです。
株式会社いろは工業としては、どのようにしたらよいでしょう。
- 2 もちろん、請求して後任意に支払って貰えるならば悩みはありません。
売り掛け先の株式会社ABC商事が、すでに倒産や破産している場合や営業を継続していない場合には、もはや、売掛金の回収は、見込みがないでしょう（破産手続きの場合、配当なく終了するケースが多い）。
約束にもよりますが、予定される弁護士の着手金24万円、報酬金48万円（現実に回収が出来なくても請求があり得る）そして、印紙、切手、会社膳本の取り寄せの費用などの実費約3万円も別に必要です。
下記にあるように、仮差押さえの手続きや、詐害行為取消しの訴訟手続きや強制執行に至る場合には、別の弁護士報酬や費用も必要となります。
このような費用が必要なので、回収の見通しが立たない場合、訴訟手続きはしない方が良いでしょう。
- 3 商社がするように、継続的な売買取引に際して、担保物件や保証人により事前に回収の可能性が約定されている場合は、それにより回収できる場合があります。
しかし、担保物件を確保しているといっても、担保の優先順位は、金融機関に後れますので回収できる可能性は少ないのです。
代表者やその家族が保証人になってくれている場合も、大概是、収入、資産ともに相手先企業と運命共同体的状態になっていますので、回収は困難であります。
- 4 売り掛けの商品が、株式会社ABC商事から転売されずに残っている場合や株式会社ABC商事が転売していても転売先から未だ代金を受け取っていない場合は、交渉や、仮差押さえ手続きを含む訴訟手続きにより商品の返還を受けたり株式会社ABC商事の転売先に対する債権で回収する事も可能です（民法322, 304条）。
しかし、関係の具体的情報を的確に取得することや訴訟等での対応が有

効な期間の内に迅速な行動がとれるか否かは、かなりの困難が予想される
ところであります。

- 5 取引の経過にもよりますが、一度目や二度目の比較的少額の取引の支払
いは良かったが、大量の取引となって支払いがなくなり、相手先は影も形
もなくなってしまったという、取込詐欺に遭遇したという形での取引もあ
ります。

このような場合は、告訴も視野に入れなければならないのですが、警察
としてもかなり多数からの訴えが重ならないと、告訴は、受理され難いし
捜査に踏み切らない傾向にあります。

取引前の相手先企業に対する事前調査が不十分であったのかも知れない
のですが、販売出来た事で喜んだのは束の間で、売掛金は騙されて回収出
来ないと言うようなことは、悔しいことでもあります。

- 6 相手方である株式会社A B 商事に、預金、動産、不動産他社に対する債
権など回収に有効な資産や収入が発見できた場合、仮差し押さえや訴訟手
続きそして、強制執行の手続きで回収できる可能性が見えます。

そのような場合、はじめて弁護士に訴訟手続き等を依頼する価値があり
ます。

- 7 ただし、債権者が多数存在し、他社が同様の手続きをした場合、債権額
に応じて、按分での配当を受けることになり回収は少額になることもあり
ます。

株式会社A B C 商事が他の債権者と通謀して、ありもしない債権を作り
出したり、債権額を膨らませたりすることも有り得ます。

このような場合、配当が少なくなるので、証拠が見つければ、詐害行為
として取り消しも可能であるが、この種の詐害行為事件で株式会社A B C
商事を相手として詐害行為取消の訴訟をした場合に立証が有利に進展す
るための証拠情報を入手できるか否かが勝敗を決する。

- 8 このように、相手先において支払いが出来ない場合とは別に、売却済み
の商品にクレームがある場合がありますが、このような場合に、相手方の
方に理由が認められて、請求金額が減額となる場合もあります。

以上のような弁護士が必要となることがありましたら(株)大阪彩都総合研究を通
じてお申し出ください。